

広島市公文書館条例に基づく公文書等の利用申請に対する処分に係る審査基準

令和2年2月1日

広島市公文書館

広島市公文書館条例（昭和52年広島市条例第9号。以下「館条例」という。）に基づく公文書等の利用の申請に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。

1 審査の基本方針

館条例第5条に基づく利用の申請（以下「利用申請」という。）に係る公文書等（広島市公文書館管理運営要綱（令和2年広島市要綱。以下「要綱」という。）第3条第2項の公文書等をいう。以下「特定公文書等」という。）に記録されている情報が利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（要綱第13条第2項）に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては要綱第16条第1項に定める手続（第三者からの意見聴取）も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別紙「30年を経過した特定公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）
- (2) 審査においては、特定公文書等に付された実施機関の意見を参酌することとなるが（要綱第13条第2項）、「参酌」とは、当該実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで広島市公文書館の長に委ねられている。

2 要綱第13条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準

- (1) 個人に関する情報（要綱第13条第1項第1号ア）についての判断基準

ア 特定の個人を識別することができる情報等（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号本文）について

- (ア) 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個

人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、情報公開条例第7条第2号の規定により判断する。

- (イ) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名、生年月日）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）から成り立っており、その全体が一つの利用制限情報を構成するものである。

ただし、情報公開条例第8条第2項により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分には利用制限情報は含まれないものとみなして、部分利用に供することに留意する。

- (ウ) 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

- (エ) 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」には、情報公開条例第7条第1号の規定が適用される。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

- (オ) 厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

- (カ) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等が除かれていても、公開してしまうと個人の財産権その他正当な利益を害するおそれのある情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべき個人の

人格と密接に関係する情報をいう。

イ 法令の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報（情報公開条例第7条第1号ただし書ア）について

法令等により何人でも閲覧等を行うことができると定められた情報をいい、閲覧等を利害関係人等一定の者に限って認めているものは含まない。

なお、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認める趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱う。

ウ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報（情報公開条例第7条第1号ただし書イ）について

「本人が同意していると認められる情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報であり次のようなものである。なお、過去に広く報道された情報が事実であったとしても、現在は限られた少数の者しか知り得る状態にはない情報の場合は、この情報に該当しない。

(ア) 本人が公表されることを同意し、又は発表されることを前提として提供した情報

(イ) 本人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報

(ロ) 従来から公表されており、今後とも公にしないこととする理由のない情報

(ハ) 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第1号ただし書ウ）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は利用に供する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

オ 公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第7条第1号ただし書エ）について

(ア) 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては利用制限情報に当たらない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報でもある場合には、各個人ごとに利用制限情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての利用制限情報該当性と他の個人にとっての利

用制限情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は利用を制限する。

(イ) 「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。なお、懇話会や懇談会の委員等、公務員としての地位を有しない者は含まれない。

(ウ) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

ただし、情報公開条例第7条第1号ただし書エの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、役員及び職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、勤務成績等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

(エ) 本市職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該本市職員の氏名については、課長級以上の人事異動の公表慣行があることや公表されている職員名簿に職と氏名が掲載されていることから、特段の支障が生じるおそれがある場合（例：①氏名を公にすることにより、要綱第13条第1項第1号に掲げる利用制限情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の私生活上の権利利益を害することとなるような場合）を除き、情報公開条例第7条第1号ただし書イ（公にすることについて、本人が同意していると認められる情報）に該当するものとして利用の制限をしないものとする。

(オ) 「公務員等の職」とは、当該公務員等の属する組織の名称及び職名をいう。

(2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（要綱第13条第1項第1号イ（情報公開条例第7条第2号））についての判断基準

ア 「法人」とは、営利法人、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人等をいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等のいわゆる権利能力なき社団のみならず、団体の代表者や規約等が定められ、外形的に団体とみなされるものをいう。

イ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等の事業を営む個人をいう。

ウ 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所得等事業活動に直接関係する情報をいうのであって、当該事業活動と直接関係のない家族状況、事業活動と区分される所得、財産等の状況等は情報公開条例第7条第2号本文に該当せず同条例第

7 条第 1 号の個人情報該当性により判断する。

エ 「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」とは、次のような情報をいい、これらの情報を公にするかどうかの判断は、利用制限することにより保護される利益と利用に供することによりもたらされる利益を比較衡量して行うものとする。

(7) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(4) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(5) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

なお、次のような情報が記録された特定公文書等は、「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する」とは認められず、利用制限情報に該当しないものとする。

(7) 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者だけに認めているものは含まない。）（例）法人に関する登記事項

(4) 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提出した情報を含む。）（例）事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項、報道・広告等により法人等が公表した営業実績

(5) 市が従来慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も引き続き公表しても、それが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

(6) 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの

(7) 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、生産技術等の部分を除いたもの（例）補助金交付申請書

オ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、通常は非公開とされる法人等又は事業を営む個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために利用に供することが必要であると認められる場合があり、このような場合にはこれらの情報が記録された特定公文書等を利用に供しなければならないとするものである。

このことは当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に対し現実支障が生じ、又は将来生ずる恐れがある場合に、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討した上で判断するものとする。

(3) 市の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報（要綱第 13 条第 1 項第 1 号イ（情報公開条例第 7 条第 3 号ア及びオ））についての判断基準

ア 市の機関又は国等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、利用制限情報に該当する。

イ 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、「適正」については、公開がもたらす支障のみならず、公開がもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるので、この規定の適用に当たっては留意する必要がある。

エ 「監査」（主として監察的見地から、事務若しくは事業の執行又は財産の状況の成否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ること。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を行うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれのあるものがあり、このような情報は、利用を制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。

オ 「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業」については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、情報公開条例第7条第2号に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

(4) 法令の規定又は実施機関が従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報（要綱第13条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第4号））についての判断基準

ア 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令並びに条例及び規則（行政委員会

規則を含む。)をいう。

イ 「実施機関が従う義務を有する国等の機関の指示」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた利用させてはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいう。したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「利用については慎重に取り扱うこととされたい。」といった抽象的な内容のものは含まれない。また、通達類もその根拠が不明なものは含まれず、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられる通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しない。

ウ 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令等の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができないと認められる情報を含む。

3 要綱第13条第1項第2号の特定公文書等（寄贈・寄託）の利用制限に関する判断基準

利用申請に係る特定公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、当該特定公文書等の利用を制限する。公文書館に法人等や個人から寄贈又は寄託された文書については、寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

4 要綱第13条第1項第3号の特定公文書等の原本の利用制限に関する判断基準

「特定公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用申請に係る特定公文書等について、要綱第13条第1項第3号の規定に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

(2) 「原本が現に利用されている場合」

利用申請に係る当該特定公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用申請者による利用等の合理的な理由により利用されている期間など、直ちに当該利用申請に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

5 部分利用に関する判断基準

利用申請に係る特定公文書等について、要綱第14条に基づき部分利用をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該特定公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分利用を行わないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物を黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定公文書等については、要綱第8条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該特定公文書等の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定公文書等が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合など、公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。

イ 「有意」性の判断は、利用申請者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の申請者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

6 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（要綱第13条第1項第1号ア）が、当該情報の本人が利用申請をした場合については、その例外として、要綱第15条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、要綱第13条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、要綱第13条の規定により判断することとなる。

(別紙)

30年を経過した特定公文書等に記録されている個人情報について

特定公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の 種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考) 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の種類を例示したものであって、特定公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。		